

広島県告示第六百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、令和四年広島県告示第五百五号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

海田町

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・五・八四七号畝曾田線

三 事業施行期間

令和四年六月二十三日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし